平成２９年（フ）第３４号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番14号　ハイツまるいＮＯ150―201号
債務者　田中　勇気
1　決定年月日時　平成29年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１８号
福島県双葉郡広野町広洋台２丁目１番地34　諸橋建設工業社宅
債務者　伊藤　美一
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２７９号
名古屋市千種区末盛通１丁目18番地の１　覚王ハイツ809号
債務者　永井ひろみ（旧姓濵）
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番37号　平村マンション　401号、前住所大阪府豊中市本町１丁目５番18―405号
債務者　山﨑　薫
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２３号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番47号
債務者　田畑美智子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３号
広島市南区東雲１丁目６番18―306号
債務者　白石　昭子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
福井県小浜市遠敷第70号３番地の１　サンフラットＣ棟301
債務者　田中　　梢
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２２号
静岡県富士宮市村山470番地
債務者　金森久美子
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３４号
愛媛県新居浜市上原２丁目５番９号、住民票上の住所愛媛県新居浜市政枝町３丁目５番36号（前住所）大阪府藤井寺市小山４丁目16番30号
債務者　仲西　昭智
1　決定年月日時　平成29年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第６７号
宮崎市大字恒久4952―２　Ｍ―ＣＩＴＹ恒久607号、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字三名4197番地４
債務者　岡田　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７号
沖縄県那覇市金城２丁目16番地15　ウエストヒル金城Ａ―１
債務者　與那覇新吾
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３６９号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘21棟307号
債務者　金尾千をる
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２８年（フ）第２１０７号
札幌市白石区菊水３条１丁目７番８―801号
破産者　稲毛　裕之
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１３号
札幌市東区北33条東15丁目４番７―306号
破産者　伊野ゆかり
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９４号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番３―806号
破産者　寺岡　正幸
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
北海道石狩市樽川４条２丁目58番地　日光ハイツＮ１号
破産者　宇井　直樹
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番８号　広井ビル303号、住民票上の住所札幌市北区新琴似１条11丁目７番13号
破産者　佐藤　英昭
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９号
札幌市手稲区稲穂３条３丁目８番５―102号
破産者　櫻間　孝芳
1　決定年月日　平成29年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部